

(仮称) 学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型モデル事業準備・展開 支援業務委託仕様書

1. 業務の名称

(仮称) 学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型モデル事業準備・展開支援業務委託

2. 業務の目的

(仮称) 学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型モデル事業（以下「本事業」という。）は、小山市内にある小学校・義務教育学校前期課程から選定したモデル校において、学童保育クラブ（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8に基づく放課後児童健全育成事業をいう。）と放課後子ども教室（文部科学省が推進する放課後子供教室をいう。）を一体化させた運営を行い、希望する全ての児童に「安全・安心」で「学びのきっかけとなる多様な体験・活動の機会」を学校敷地内で提供することを目的とする。

本事業を実施するためのモデル校開設の事業準備・展開支援として、高い専門性と豊富なノウハウを有する事業者へ業務委託を行う。

また、今回の業務委託で得た情報等をもとに小山市独自のこどもの放課後のあり方（以下「小山モデル」という。）を確立する。

※学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型とは、同一小学校内等で学童保育クラブと放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものをいう（「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月25日付け成環第196号・5文科教第1398号子ども家庭庁成育局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知の別紙）に記載の「校内交流型」をいう。）。

3. 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 放課後のこどもの過ごし方のニーズ及び課題調査

①児童及びその保護者を対象としたアンケート結果の分析

小山市が、事前に実施した市内全小学校・義務教育学校前期課程の児童及びその保護者を対象としたアンケートの結果の分析を行う。

アンケート結果の分析により把握したニーズ及び課題をモデル校の選定及び運営の仕様における根拠資料として活用する。また、把握したニーズ及び課題を

踏まえ、専門的な見地を活かした改善策を検討し、小山市へ提案する。

②児童向けのワークショップの実施

対象者は、モデル校（２校）の児童とする。

こども基本法（令和４年法律第７７号）第３条第３号及び第４号では、年齢や発達程度に応じたこどもの意見表明の機会の確保、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第１１条では、こども施策の策定等に当たっては、こどもの意見の反映に係る措置を講ずるものとされているため、児童の意見やアイデアを聴取するためのワークショップを企画、運営及び実施する。

ワークショップの実施に当たっては、児童が話しやすい環境を整備し、多様な意見を聴く場を設けるものとする。また、ワークショップで把握したニーズ及び課題を踏まえ、専門的な見地を活かした改善策を検討し、小山市へ提案する。

（２）モデル校開設・運営支援

①モデル校（２校）選定支援

２校のモデル校を令和７年度秋に開設するにあたり、小山市のモデル校の選定過程を支援する。なお、モデル校を決定する過程においては、学校の基礎情報、学校活用の可能性、その他各種条件を整理しつつ、以下ア・イの調査において収集した情報から、モデル校の候補出し、小山市への助言等を行う。

ア モデル校選定前のヒアリング、視察等実施後の結果分析

小山市が、事前に実施した市内全小学校・義務教育学校前期課程への放課後の現場へのヒアリング、視察等で得た結果の分析を行う。

イ モデル校へのヒアリング、視察等の実施

モデル校の教職員等へのヒアリング、モデル校の視察等を実施し、モデル校を開設した際の運営指針の根拠となる詳しい調査を行う。

②各種関係機関との連携体制の支援

モデル校が決定したのち、令和７年度秋のモデル校の開設に向け、小山市とモデル校の連携が図れるよう小山市を支援する。なお、受託者は、小山市とモデル校との連携について、モデル校との連携・調整のために実施すべき事項のリストの作成を行い、当該リストを活用し、モデル校の開設・運営にあたり、押さえておくべき各項目の洗い出しを行う。

また、モデル校の敷地内で多様な活動を展開した際に、児童が安全・安心に過ごせる空間づくりができるよう、児童の導線の設定、環境整備等を提案する等の小山市が実際にモデル校と細かいすり合わせを行う過程を支援する。

モデル校と小山市の学校施設利用等に関する協定書の作成を支援する。

小山市が、保護者・地域・他関係機関への説明、連携及び調整を行う際に専門的な見地を活かした助言等の支援を行う。

③運営事業者向け仕様書の作成支援

モデル校が決定したのち、(1)及び(2)①ア・イで得られた分析結果を活用し、令和7年度秋からモデル校を運営する事業者向け仕様書の案(1校分)の作成の支援を行う。

(3)「小山モデル」のイメージ図の作成支援

小山市が、今後の小山市独自のこどもの放課後のあり方として提唱していく「小山モデル」のイメージ図等の作成支援を行う。

5. 業務スケジュール(案)

時 期	内 容
契約～令和6年9月	・児童及び保護者のニーズ結果分析 ・全小学校の現場ヒアリング、視察等結果の分析 ・モデル校の選定 ・学校への説明(教職員向け)
令和6年10月～11月	・児童向けのワークショップの実施 ・モデル校の学校現場ヒアリング、視察等
令和6年12月～令和7年2月	・地域・保護者への説明会 ・モデル校との調整 ・モデル校との協定書作成支援 ・R7年度業務委託の仕様書作成支援
令和7年3月	・「小山モデル」のイメージ図等の作成

6. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- ・モデル事業準備・展開支援実施報告書

以下①～④の資料も含む。

- ①児童及びその保護者を対象としたアンケート分析結果及び改善策
- ②児童向けのワークショップの分析結果及び改善策
- ③モデル校開設・運営支援結果及び提案
- ④「小山モデル」のイメージ図等

7. 成果品の帰属について

成果品の帰属については、次のとおりとする。

- ①受託者は、成果品の著作権を著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の規定による権利も含めて小山市に無償譲渡するものとする。
- ②受託者は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- ③前各号の規定にかかわらず、成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は小山市に対し、当該成果品を小山市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

8. その他

（1）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ①小山市が発注する業務委託（以下「発注業務」という。）において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ②①により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③発注業務において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等、被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

（2）受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、機密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

（3）会議等の出席に係る交通費等の一切の経費及び資料作成に係る一切の経費は本委託料に含むものとする。

（4）本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、小山市と受託者の協議の上、必要と認められる事項は実施すること。

（5）本仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、小山市と受託者の協議により決定するものとする。